

令和 7 年 11 月 10 日

第 11 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和7年第11回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室～209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1番	穴井 英雄
委 員	2番	田代 カズヨ
	3番	穴井 幸子
	4番	松野 英一
	5番	時松 達也
	6番	飯沼 由彦
	7番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員	宮原地区	麻生 輝雄・小田 清
	西里地区	佐藤 三代司・佐藤 義昭
	黒淵地区	梅木 隆志

4. 欠席委員 黒淵地区 大塚 哲治推進委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号番号1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
～番号2 について（利用権賃借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第11回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 穴井英雄委員、3番 穴井幸子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。令和7年11月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第1号 番号1です。農地の所在は、宮原字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、3,349㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請の写しです。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、畑が3,986㎡、貸付地は、田が7,454㎡、畑が1,114㎡、合計面積は8,568㎡です。借入地は、田が3,349㎡です。3ページに作付け予定の作

物と面積、今回の申請地は水稻が作付けされる予定です。その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。7 ページが航空写真の位置図、8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、11 月 4 日に私と穴井幸子委員、小田推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。譲り受け手の方が今後も耕作をするとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第 3 議案第 1 号 番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号 番号2です。農地の所在は、西里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、面積は、1,696㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。10ページが許可申請の写しです。11ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が9,037㎡、畑が1,895㎡、合計面積は10,932㎡です。借入地は、田が6,438㎡、畑が80,000㎡、合計面積は86,438㎡です。12ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。13ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。14ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。15ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。16ページが航空写真の位置図、17ページに現地立会時の写真、18ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については、11月4日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。譲り受け手の方が耕作をすることです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 以前から借りていたのでしょうか。

係 長 以前から耕作されていたようです。

3 番 申請内容に隣地の水田が耕作放棄地になり害獣の被害が予想されるため規模拡大を兼ねてと書いてありますが、耕作されているところの隣が耕作放棄地になっているのでしょうか。

係 長 申請地のことです。申請地の隣が山林なので、耕作放棄地になったら害獣の被害が予想されます。そうならないように譲受人が耕作するとのことです。

7 番 親族関係ですか。

係 長 それについては、詳しく聞いておりません。

5 番 今までは、譲渡人が水稻を作付けしていましたか。それとも譲受人が耕作していましたか。

係 長 直近は、譲受人の方が耕作していました。

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定します。

議 長 日程第4 議案第2号 番号1「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の2ページを開いてください。農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年11月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第2号 番号1です。農地の所在は、黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に畑、転用面積は、410㎡です。申請人は記載の通りです。転用目的は、山林として転用するためです。備考欄に記載していますが、追認許可の申請となるため始末書が添付されています。詳細は、タブレット端末の資料1

をご覧ください。19 ページが許可申請書の写しです。20 ページに事業計画書で、転用計画が記載されており、植林した面積は転用面積と同じ、合計 410 m²となります。21 ページが排水同意書です。22 ページが始末書になります。約 15 年前に所有者の親が死亡し、農地として維持管理ができなくなったため、前所有者の叔父がケヤキを 150 本、もみの木を 5~6 本植え、現在に至っており、農地法の許可を得ずに山林になっていること、また無断転用について深く反省し、今後法の遵守に努めることが記載されております。23 ページが地図上の位置図、24 ページに航空写真上の位置図です。25 ページが配置図・排水計画図です。26 ページが航空写真上の配置図・排水計画図です。雨水は自然浸透で青矢印の方向に流れることとなります。27 ページが現地立会時の写真、28 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の梅木推進委員から報告をお願いします。

梅木推進委員 この案件については、10 月 28 日に私と石松会長、大塚推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、すでに約 15 年生のケヤキが植栽されている状態でした。当時の所有者が許可を受けずに転用をしてしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われまます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 周りの住民から日陰に関するクレームはありますか。

係 長 現時点では、ありません。申請地は、周辺の住居から少し離れています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 5 議案第 3 号 番号 1 から番号 2「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 4 ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和 7 年 11 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第 3 号 番号 1 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計 6,295 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。

同じく議案書の 4 ページになります。番号 2 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、4,240 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。資料 1 の最終ページをご覧ください。各貸し借りの該当農地の位置を管内図上に示しています。新規案件と書いてありますが、法律が変わったためです。2 件とも前回の貸し借りが続く形で更新する案件です。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号 番号 1 から番号 2 について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号 番号1から番号2は原案のとおり同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第11回総会を閉会致します。

令和7年第11回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

3 番